下水道への接続はお済みですか？

下水道で快適な暮らしを

下水道局では、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るため下水道の布設を行っています。

しかし、完成した下水道管にみなさまのご家庭が接続していただかないことには、地域一帯の生活環境の改善が進みません。下水道が使えるようになった地域のみなさん、１日も早く下水道に接続しましょう。

地域環境のためにも下水道に接続しよう!!

水道・下水道キャラクター
めぐみ

下水道法で定められています！下水道への早期接続を!!

汲み取り便所の場合

供用開始後３年以内に水洗便所への改造が義務付けられています。
（下水道法第１１条の３）

浄化槽の場合

供用開始後、遅滞なく浄化槽を廃止し、排水設備を設置し公共下水道を利用してください。（下水道法第10条）

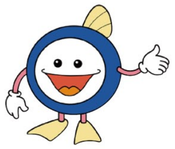

お得です！ 下水道

浄化槽との経費の比較

公共下水道

年間 33,906円

（一般用･2か月間･50m³使用した場合）※使用料は高崎地域の例

基本料金	16m³まで	16m³	1,360円
従量料金	17～40m³（108円/m³）	24m³	2,592円
従量料金	41～50m³（143円/m³）	10m³	1,430円
消費税			269円
		計50m³	5,651円

年間にすると
5,651円×6回＝33,906円

浄化槽（構造により異なります）

合併浄化槽

年間 72,840円

（7人槽の場合）

保守点検料	15,600円
消毒薬補てん費	8,400円
汚泥引抜き料	40,610円
法定検査料	5,000円
消費税	3,230円

単独浄化槽

年間 48,659円

（7人槽の場合）

保守点検料	10,800円
消毒薬補てん費	2,600円
汚泥引抜き料	28,180円
法定検査料	5,000円
消費税	2,079円

●問い合わせ先‥‥下水道局整備課（電話321-1288）

月に1度は漏水チェックを

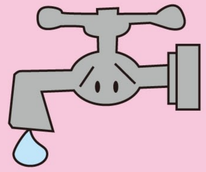

水道の使い方は変わっていないのに水道料金の請求額が高い

このような場合、宅地内のどこかで水漏れしている可能性があります。

漏水の確認方法

全ての蛇口をしっかり閉めた後、量水器ボックスを開け水道メーターの中のパイロットを見てください。パイロットがクルクルと回っていれば漏水しています。

漏水していたら・・・

漏水の修理は「高崎市の指定給水装置工事店」にご依頼ください。修理代金は個人負担になります（賃貸住宅は、所有者や管理会社にお問い合わせください）。地下に埋設された部分から等、発見が困難な箇所からの漏水と認められる場合、水道料金の一部が減額されます。平成24年4月1日から減免の手続きには、漏水箇所の修理前と修理後の写真（コピー）の添付をお願いします。修理を依頼した業者または、水道局にお問い合わせください。

●問い合わせ先‥‥水道局料金課（電話321-1283）

上下水道料金は便利な口座振替で

料金のお支払いは、安心で確実な口座振替をご利用ください。
簡単な手続きで、銀行やゆうちょ銀行の口座から自動的に料金を引き落とすことができます。

●引き落としは２か月に一度、検針月の翌月10日です。

●手続きは口座のある金融機関へ、

① 高崎市上下水道使用料金口座振替依頼書
② 預金通帳　③ 届出印　④ 納入通知書

を提出してください。

※①の依頼書は、本庁料金課、各支所、市内取扱金融機関窓口にあります。
※ゆうちょ銀行の場合は、郵便局の窓口にある「自動払込利用届出書」でお申し込みください。
※納付書でお支払いのときは、水道局から送付される「納入通知書」で、コンビニ、銀行等でお支払いできます。

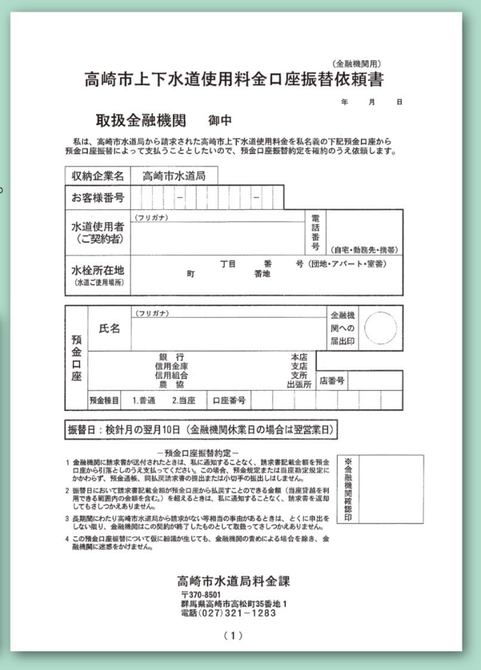

（金融機関用）
高崎市上下水道使用料金口座振替依頼書

年　月　日

取扱金融機関　御中

私は、高崎市水道局から請求された高崎市上下水道使用料金を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替約定を補約のうえ依頼します。

収納企業名	高崎市水道局
お客様番号	
水道使用者（ご契約者）	（フリガナ）　電話番号　（自宅・勤務先・携帯）
水栓所在地（水道ご使用場所）	町　丁目　番　番地　号（団地・アパート・室番）
預金口座 氏名	（フリガナ）　金融機関への届出印
預金口座 銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所　店番号
預金種目	1.普通　2.当座　口座番号

振替日：検針月の翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

―預金口座振替約定―

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から私宛すこ上の引落しできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. 点検関係により高崎市水道局から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関に迷惑をかけません。

金融機関確認印

高崎市水道局料金課
〒370-8501
群馬県高崎市高松町35番地１
電話（027）321－1283

（１）

高崎市上下水道使用料金口座振替取扱金融機関

高崎信用金庫	足利銀行	かみつけ信用組合	高崎市農業協同組合
群馬銀行	横浜銀行	群馬県信用組合	はぐくみ農業協同組合
東和銀行	北越銀行	あかぎ信用組合	多野藤岡農業協同組合
三井住友銀行	八十二銀行	あすなろ信用組合	
みずほ銀行	大光銀行	しののめ信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
りそな銀行		北群馬信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局からの口座振替は各ゆうちょ銀行・郵便局所定の用紙でお申し込みください
埼玉りそな銀行		中央労働金庫	
三菱UFJ信託銀行			

※上記口座振替取扱金融機関は名称変更及び廃止になる場合があります

●問い合わせ先‥‥水道局料金課（電話321-1283）